平成２９年（フ）第６５９６号
東京都世田谷区玉堤１丁目12―20―404
破産者　伊藤　絵理（旧姓田畑）
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６８号
東京都墨田区堤通２丁目８番１号
破産者　株式会社ＲＳホンダ
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６９号
福岡県大野城市仲畑１丁目９－３―203
破産者　池田　秀二
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１４号
東京都江戸川区二之江町1395番地11
破産者　有限会社創縫
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１５号
東京都江戸川区江戸川５丁目８－８　矢部荘101
破産者　曽川　　誠
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１８号
東京都東村山市富士見町５丁目４番地58　富士見公園通り３―204
破産者　ばんどうやな商店株式会社
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１９号
東京都国分寺市戸倉２－２－２、住民票上の住所東京都東村山市富士見町５丁目４―58
富士見公園通り　３―204
破産者　飯田章太郎
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８２０号
東京都国分寺市戸倉２－２－２、住民票上の住所東京都東村山市富士見町５丁目４―58
富士見公園通り　３―204
破産者　飯田　祐子
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８５７号
東京都中央区築地２丁目14番６号
破産者　株式会社ＮＳＣフォーラム
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９０１号
東京都世田谷区中町１－９―11　ラヴィーン等々力208、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区等々力２丁目38番29号　等々力パークヒル202号
破産者　株式会社アズーリ
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４６２号
東京都練馬区上石神井４丁目７―27―502
破産者　沼田　　亨
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５０２号
東京都大田区東馬込１丁目47―９
破産者　首藤　大介
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５０９号
東京都台東区千束１丁目２－４―301
破産者　中野　貞幸
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８６号
神奈川県横浜市港北区篠原町2831―１　ハイディオス100　１－Ｃ
破産者　魚住　武司
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６１５号
東京都福生市志茂67―２―103
破産者　川添　初貴
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６４８号
東京都荒川区東尾久１丁目７－５―310
破産者　仲田　建夫
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６５２号
東京都江東区住吉２丁目27―11
破産者　西川　祐子
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９１号
東京都北区豊島５丁目５－５―1025
破産者　片山　直紀
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７００号
神奈川県川崎市幸区小向西町１丁目56―102
破産者　秦野　正敏
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１６号
東京都足立区青井１丁目５―11―204
破産者　富田　勇人
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８号
広島県安芸高田市吉田町上入江2410番地１
破産者　有限会社ＬＬＢ吉田
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部